

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 2 年 (才) 第 1 0 2 0 号 平成 2 2 年 (受) 第 1 2 5 2 号
決 定 日	平成 2 3 年 1 月 2 0 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	官 川 光 治 金 築 誠 志 横 田 尤 孝 白 木 勇
当 事 者 等	上 告 人 兼 申 立 人 財 団 法 人 と よ な か 男 女 共 同 参 画 推 進 財 団 同 代 表 者 理 事 高 橋 叡 子 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 上 原 理 子 ほか 被 上 告 人 兼 相 手 方 三 井 マ リ 子 同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 寺 沢 勝 子 ほか
原 判 決 の 表 示	大 阪 高 等 裁 判 所 平 成 1 9 年 (ネ) 第 2 8 5 3 号 (平 成 2 2 年 3 月 3 0 日 判 決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成 2 3 年 1 月 2 0 日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 鈴木 孝 明 (印)	

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成 23 年 1 月 20 日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 鈴木孝明

